

令和6年度 介護サービス事業者 集団指導説明資料

令和6年7月18日(木)

加須市 福祉部

地域福祉課 福祉監査担当

はじめに

●各事業所におかれましては、本日の集団指導の内容及び配布資料をご確認の上、引き続き適切な事業所運営に努めていただきますようお願いいたします。

●次ページより配布資料の説明がありますので、ページ下部の【関係する資料】と併せてご確認くださいようお願いいたします。

※今年度運営指導の対象でない事業所においても、自主点検表を用いて自己点検を行っていただきますようお願いいたします。

目次

- 加須市の指導監査方針等について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 令和6年度における重点指導事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 令和2年度～令和5年度運営指導における
主な指導・注意事項・・・・・・・・ 18
- 令和6年度介護報酬改定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- その他のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

加須市の指導監査方針等について

加須市の指導監査方針等について①

加須市では「令和6年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画」（以下「実施計画」といいます。）及び「加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱」に基づき、『指導』及び『監査』を実施しています。

●指導の方針

指導については、

「介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、介護サービス事業者等に対し、法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、過誤又は不正の防止を図るため」に実施します。

【関係する資料】・令和6年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画 ・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について②

●指導の形態

指導は次の2種類の方法で実施しています。

集団指導

運営指導

●集団指導

集団指導は、指導の対象となる介護サービス事業者等の関係職員を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習又はオンライン等（ホームページへの資料掲載）の方法により、原則として毎年度1回実施します。

主に過去の運営指導における指導事項の説明、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容等について説明を行います。

※令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、資料送付やホームページへの資料掲載によって実施しています。

【関係する資料】・令和6年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画 ・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について③

●運営指導

運営指導は、事業所を訪問し、施設及び関係書類の確認、関係者からのヒアリング等の方法により実施します。

対象事業所は、原則として指定有効期間中に1回以上実施できるよう選定し、毎年度策定する実施計画でお示しします。

●運営指導の流れ

①事前に日程を調整の上、実施1か月前を目安に実施通知を送付します。



②実施通知に定める期限までに、事前提出資料を提出していただきます。



【関係する資料】・令和6年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画 ・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について④

●運営指導の流れ(続き)

③運営指導当日は市担当2名以上で事業所に伺い、事前提出資料の内容や関係者から関係書類等を基に説明を求める面談形式で確認を行います。



④運営指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合は、文書でその旨通知します。

※ 改善を要する事項がない場合でも、文書でその旨通知します。



⑤改善した事項を文書で報告し、改善が完了したか確認を行います。

(内容によっては再度運営指導を行う場合があります。)

【関係する資料】・令和6年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画 ・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について⑤

●運営指導の流れ(続き)

なお、運営指導中に監査に当たると認められる(又は疑われる)事案を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行います。

※監査に当たると認められる(又は疑われる)事案は次ページをご参照ください。

【関係する資料】・令和6年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画 ・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について⑥

●監査の方針

監査については、

「介護サービス事業者の事業に関する基準に従っていないと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合」

「介護報酬の請求について不正を行っている」と認められる場合又はその疑いがあると認められる場合」

「不正の手段による指定等を受けている」と認められる場合又はその疑いがあると認められる場合」

「市が高齢者虐待防止法に基づき虐待の認定を行った場合又はその疑いがあると認められる場合」

において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施します。

※令和4年度から監査の方針が国の方針に基づき変更となりました。

【関係する資料】・令和6年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画 ・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について⑦

●監査の流れ

①監査に当たると認められる(又はその疑いがある)事案発生



②監査実施

(原則実施通知を送付しますが、事案の緊急性・重大性を踏まえて送付しないで実施する場合があります。)



③勧告(指定基準違反等又は人格尊重義務違反に当たるかどうかの判断)

【当たらない場合】

運営指導と同様に監査結果を送付し、文書により改善報告を提出します。

【当たる場合】

期限を定めて、文書による勧告を行い、速やかに基準等を遵守するよう求めます。事業者は期限までに文書により報告を行い、それに従わなかった場合はその旨を公表します。

【関係する資料】・令和6年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画 ・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

加須市の指導監査方針等について⑧

●監査の流れ(続き)



④命令

正当な理由なく勧告に従わなかった場合は、期限を定めて文書により勧告に係る措置を採るべきことを命令します。また、命令を行った旨を公示します。

⑤指定の取消し等

指定の取消し等の要件に当てはまる場合は、指定の取消し又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力の停止を行います。指定の取消し等をした場合はその旨を公示します。

※命令、指定の取消し等の処分を行う場合は、処分予定者に対して行政手続法による聴聞又は弁明の機会の付与が行われます。

※また、命令指定の取消し等の処分を行った場合において、介護報酬の不正請求を受けていた場合は、介護報酬の額の返還のほか、その額に100分の40を乗じた額の支払いを指示します。

【関係する資料】・令和6年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画 ・加須市介護サービス事業者指導監査実施要綱

令和6年度における重点指導事項

令和6年度における重点指導事項①

実施計画の基本方針及びこれまでに事業所に対して行った指導監査等における指摘事項の内容、制度改正などの背景を踏まえ、令和6年度は次の事項を重点指導事項とします。

※市が所管(指定)するすべての施設における重点指導事項であるため、その内の介護サービス事業所に当てはまる事項を運営指導で確認します。

- ① 虐待等防止対策
- ② 事故防止及び水防法等に基づく非常災害対策
- ③ 職員の働きやすい職場環境づくり
- ④ 施設の衛生・安全管理
- ⑤ 運営規程等の整備
- ⑥ 適正な介護報酬の請求

【関係する資料】・令和6年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

令和6年度における重点指導事項②

① 虐待等防止対策

虐待を未然に防止するための取り組みや事案発生時における対応方法、再発防止対策等の措置が検討され、法令や施設の方針に基づき利用者の最善の利益を考慮した適切な支援やサービス等の提供が行われているか確認します。

また、そのための体制を整備しているか確認します。

② 事故防止及び水防法等に基づく非常災害対策

事故防止のための取り組みや事故発生時の対応マニュアル等の整備、再発防止策などの措置が検討、実施されているか確認します。

また、台風等による風水害発生時等に利用者の円滑かつ迅速な避難体制の強化を図るため、要配慮（災害時要援護）者利用施設における避難確保計画（又は非常災害対策計画）の作成や避難訓練等の実施が行われるなど、非常災害に備えた対策に万全を期しているか確認します。

※加須市地域防災計画に要配慮〈災害時要援護〉者利用施設として定められている事業所が対象です。

【関係する資料】・令和6年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

令和6年度における重点指導事項③

(②の続き)

さらに、非常時や緊急事態宣言などの制限下であっても継続的にサービスを提供するため、業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか確認します。

③ 職員の働きやすい職場環境づくり

安定したサービスの提供及びサービスの質の確保につながる職員の労働環境について、労働基準監督署への届出や許可等の必要な手続きが適正に行われ、かつ適正な労務管理が行われているとともに、働きやすい職場環境づくりに努めているか確認します。

【関係する資料】・令和6年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

令和6年度における重点指導事項④

④ 施設の衛生・安全管理

施設全体の衛生管理、温度・湿度・採光・換気・音など適切な環境の保持に努め、新型コロナウイルス等感染症対策においても適切に実施されているか確認します。

また、法令に基づく安全設備の整備等、安全対策が適切に図られているか確認します。

⑤ 運営規程等の整備

法令等で定める事項が記載された運営規程及び重要事項説明書が作成されているか確認します。
また、それぞれの整合が取れているかどうか確認します。

⑥ 適正な介護報酬の請求

人員、設備及び運営に関する基準が遵守され、適正な介護報酬の請求事務が行われているか確認します。

【関係する資料】・令和6年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

令和2年度～令和5年度運営指導 における主な指導・注意事項

令和2年度～令和5年度運営指導における主な指導・注意事項

令和2年度～令和5年度運営指導において指導・注意した主な事項は、配布した以下の資料をご確認ください。

- ・令和2～5年度運営指導における主な指導・注意事項（サービス共通）

※全サービスに共通する指導・注意事項です。

- ・令和2～5年度運営指導における主な指導・注意事項（地域密着型サービス）

- 令和2～5年度運営指導における主な指導・注意事項（居宅介護支援）

※介護予防支援特有の指摘事項はありませんでした。

【関係する資料】・令和2～5年度運営指導における主な指導・注意事項（サービス共通）

・令和2～5年度運営指導における主な指導・注意事項（地域密着型サービス、居宅介護支援）

令和6年度介護報酬改定について

令和6年度介護報酬改定について①

令和6年度介護報酬改定では、国は以下の4つを基本的な視点として、各基準や報酬等の見直しを行いました。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

【関係する資料】 ・なし

令和6年度介護報酬改定について②

介護報酬改定の内容のうち、主な項目について取り上げています。

介護報酬改定全体の内容は、以下のリンク先をご確認ください。

厚生労働省ホームページ「令和6年度介護報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

また、各項目の詳細（要件など）は、サービス毎の自主点検表でご確認ください。

自主点検表は、以下のリンク先に掲載しています。

加須市ホームページ「介護サービス事業所の指導監査について」

<https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/tikifukusi/jigyousha/shidou/17980.html>

【関係する資料】 ・なし

令和6年度介護報酬改定について③

令和6年度介護報酬改定の主な内容については、配布した以下の資料に掲載しています。

- ・別紙5 令和6年度報酬改定の内容(地域密着型サービス)
- ・別紙5 令和6年度報酬改定の内容(居宅介護支援・介護予防支援)

【関係する資料】 ・令和6年度報酬改定の内容(地域密着型サービス)
・令和6年度報酬改定の内容(居宅介護支援・介護予防支援)

その他のお知らせ

変更届の提出について

「令和2年度～令和5年度運営指導における主な指導・注意事項」においても説明しましたが、これまでの運営指導において、届出が必要な事項に変更があった場合でも、変更届が提出されていない事例がありました。各事業所において下記事項に変更があった場合に届出がされているか確認をお願いします。

○届出が必要な事項

- ・事業所の名称、所在地 ・代表者・申請者(法人)の名称、所在地 ・法人の登記事項(事業の係る部分)
- ・事業所の平面図 ・事業所の管理者 ・運営規程 ・介護支援専門員(該当サービスのみ)
- ・協力医療機関の名称及び診療科名並びに契約の内容(該当サービスのみ)
- ・介護老人福祉施設等との連携体制及び支援の体制の概要(該当サービスのみ)
- ・連携する訪問看護を行う事業所の名称、所在地(該当サービスのみ)

○届出様式の掲載場所URL(市ホームページ)

居宅介護支援事業所	https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/tikifukusi/jigyousha/kyotaku/35112.html
介護予防支援事業所	https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/tikifukusi/jigyousha/yobou/35141.html
地域密着型サービス	https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/tikifukusi/jigyousha/chiiki/35084.html

【関係する資料】・なし

指定更新等の電子申請について

・加須市では、厚生労働省の「電子申請届出システム」を用いることで、指定更新申請等のオンライン申請が可能となるよう準備を進めています。

※開始時期(予定): 令和7年3月頃 ※運用開始の際には、市HP等であらためて周知します。

・システムが対応しているすべての届出に対応する予定です。

・システムの利用には、デジタル庁が発行する「gBizID」の取得が必要です。

・システムの詳細等は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

【関係する資料】・なし